~オール栃木で中小企業を応援します~

栃木市中小企業・小規模企業の振興に関する取り組みについて

1 栃木市中小企業・小規模企業の振興に関する条例

- 〇本市経済を支え、雇用を創り出してきた中小企業・小規模企業の重要性を再認識すると ともに、振興を図るうえでの基本理念、市の責務、関係機関・団体の役割、基本的な支 援策等を明らかにし、市を挙げて中小企業・小規模企業の振興を図るための条例案を策 定した。
- ○条例案は本年6月の定例市議会に上程を予定しており、市はこの条例に基づいて、市内 中小企業・小規模企業に対する支援策を拡充していく予定。

条例制定の背景

- 〇市内中小企業・小規模企業は、本市経済を推進し、雇用を支えるなど重要な役割を果たしており、その事業の継続、発展は、欠かすことのできないものであるが、少子高齢化を伴う急速な人口減少、経済のグローバル化、都市部と地方の格差の拡大等により、それぞれの事業者は厳しい経営環境に置かれている。
- 〇市内中小企業・小規模企業の振興について、市、商工団体、金融機関などの関係機関 や団体がそれぞれの役割を明確にし、連携して取り組む必要があり、その拠り所とし ての条例を制定する。

条例案の検討方法

〇事業者アンケートの実施

期間:平成28年11月7日~11月25日

対象:市内の中小企業・小規模企業

回答数: 1, 354社

結果:別紙参照

○栃木市中小企業・小規模企業振興会議における条例案の策定

構成:学識経験者、公募、市内事業者、商工団体、金融機関、市職員等14名

座長:樋口兼次 白鴎大学名誉教授

会議: 平成28年度、条例案について4回の会議を開催

条例案の概要

- ① 基本理念(第3条関係)
 - 〇中小企業・小規模企業の振興に関する基本理念
 - (1) 中小企業者は本市の発展及び市民生活の向上に資する重要な経済主体であるという認識に基づき振興を図ること。
 - (2) 中小企業者の自主的な努力を基本として振興を図ること。
 - (3) 中小企業者、関係機関等、市民及び市が連携を図りながら振興を図ること。
 - (4) 中小企業者が供給する製品、サービス等の積極的な利用の促進を図ること。
 - (5) 農業や観光を含めた地域資源が有効に活用されるよう振興を図ること。
 - (6) 創業を積極的に支援すること。
 - (7) 小規模企業者の特徴を生かすとともに、事業の持続的な発展を図ること。

② 市の責務

- ・中小企業・小規模企業の振興に関する施策の計画的かつ総合的な実施(第4条)
- ・国、県及び関係機関等の支援策の情報提供(第4条) ←アンケート結果を反映
- ・関係機関等と連携を図り、それぞれが実施する施策の推進(第4条)

←アンケート結果を反映

- ・市予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者の受注の機会の増大に努める。 (第4条)
- ・中小企業・小規模企業の振興に関する指針を定めること。(第13条)
- ・小規模企業者支援のための施策を講じること。(第15条)
- ・栃木市中小企業・小規模企業振興審議会を置くこと。(第16条)

③ 市の基本的な施策(第14条)

- (1) 経営の改善及び向上を促進するための施策
- (2) 必要な資金が円滑に供給されるための施策 ←アンケート結果を反映
- (3) 伝統的技能等の継承、新たな技術、製品等の開発を促進するための施策
- (4) 地域資源を活用した事業活動を促進するための施策
- (5) 販路の開拓を促進するための施策 ←アンケート結果を反映
- (6) 従業員の福利厚生の充実、健康の維持向上の施策
- (7) 人材(後継者を含む。)の育成及び確保のための施策 ←アンケート結果を反映
- (8) 創業を促進するための施策
- (9) 事業の承継の円滑化のための施策 ←アンケート結果を反映
- (10) 農商工連携、産学金官連携を促進するための施策
- (11) 災害が発生した場合等における事業の継続が円滑に行われるための施策 ←背景:平成27年関東・東北豪雨において多くの市内中小企業が被災

- ④ 関係者の役割 (第5条~第11条)
 - ・中小企業者の努力・商工団体の役割・金融機関の役割・大企業者の役割
 - ・教育機関の役割・労働団体の役割・市民の役割

2 栃木市における今後の中小企業・小規模企業の振興施策

|平成29年6月 栃木市中小企業・小規模企業の振興に関する条例の制定(予定)



|平成 29 年度 栃木市中小企業・小規模企業振興審議会設置



平成 29 年度 栃木市中小企業・小規模企業の振興に関する指針(振興ビジョン)策定

《振興ビジョンには、具体的な施策と成果指標等を記載する予定》

〇具体的な施策(例)

必要な資金が円滑に供給されるための施策	制度融資(継続)	
新たな技術、製品等の開発を促進する施策	新製品等開発支援補助金(継続)	
	産業財産権取得費補助金(継続)	
販路の開拓を促進する施策	プレミアム商品券 (新規)	
従業員の福利厚生の充実、健康の維持向上の施策	栃木市勤労者福祉サービスセンタ	
	一が実施する福利厚生事業(継続)	
	介護相談員派遣事業(新規)	
人材育成及び確保のための施策	企業説明会(継続)	
	就活フェス(継続)	
創業を促進する施策	制度融資(継続)	
	空き店舗活用促進補助金(継続)	
	ビジネスプランコンテスト(新規)	
	チャレンジショップ(新規)	

- 〇(仮称) 栃木市中小企業総合支援センターの設置 ※振興ビジョン策定において検討する予定 【総合支援センターのイメージ】
 - ・中小企業・小規模企業に対する支援事業、及び現在栃木市勤労者福祉サービスセン ターで行っている勤労者の福利厚生の支援事業等を実施する。
 - ・商工団体(商工会議所、商工会)との役割分担と連携により、市の総合的な支援窓口として設置する。

参考 中小企業者、小規模企業者の定義(中小企業基本法)

業種	中小企業者	小規模企業者
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社	常時使用する従
	又は常時使用する従業員の数が300人以下の会	業員の数が 20 人
	社及び個人	以下
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社	
	又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会	
	社及び個人	
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会	常時使用する従
	社又は常時使用する従業員の数が 50 人以下の	業員の数が 5 人
	会社及び個人	以下
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会	
	社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の	
	会社及び個人	

問合せ:産業振興部 商工振興課 担当 寺井 TeL0282-21-2371